**指定給水装置工事事業者のみなさまへ**

みやこ町上下水道課より大切なお知らせ

**２０１９年１０月１日より**

**指定給水装置工事事業者は**

**５年ごとの更新が必要になりました**

**指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、**

**「水道法の一部を改正する法律」が２０１９年１０月１日に施行されました。**

**●指定の有効期限が従来の無期限から５年間となります。**

**※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、**

**初回の更新までの有効期限が異なります（下表参照）**

**※期間内に更新申請されなければ失効となりますのでご注意ください**

|  |  |
| --- | --- |
| 指定を受けた日 | 初回更新までの有効期限 |
| 平成10年4月1日～平成11年3月31日 | 2020（令和2）年9月29日まで |
| 平成11年4月1日～平成15年3月31日 | 2021（令和3）年9月29日まで |
| 平成15年4月1日～平成19年3月31日 | 2022（令和4）年9月29日まで |
| 平成19年4月1日～平成25年3月31日 | 2023（令和5）年9月29日まで |
| 平成25年4月1日～令和 元年9月30日 | 2024（令和6）年9月29日まで |

**初回の更新が近づきましたら、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛てに、通知をします。**

**なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。**

**●更新申請に必要な書類**

**・様式第１及び第２**

**・機械器具調書**

**・定款及び登記事項証明書（法人）又は、住民票（個人）**

**・様式第３及び選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等の写し)**

**●指定更新手数料**

**１件につき　１０，０００円**

**●指定更新の要件は水道法第２５条の３（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。**

**①給水装置主任技術者の選任**

**②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数**

**③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者**

**●指定更新申請時に確認を行います（参考）**

**※事業の運営に関する基準（法第２５条の８及び法施行規則第３６条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認**

**ⅰ．指定給水装置工事事業者の業務内容**

**（営業時間、漏水修繕、対応工事等）**

**ⅱ．給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況**

**ⅲ．適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況**

**●確認資料**

**・外部研修の受講実施履歴等**

**※自社内研修は不要**

**・施行者の経験の有無及び配管技能の資格の有無**

**◇問合せ先◇上下水道課　TEL：0930-32-6003**